

令和 6 年度 第 3 回松伏町農業委員会会議録

会 議 日 時	令和 6 年 6 月 2 5 日（火） 午後 1 時 3 0 分
会 議 場 所	松伏町役場第二庁舎 3 階 3 0 1 会議室
開 会 時 刻	午後 1 時 3 0 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 3 0 分
議 長	山崎 久俊

委員出欠状況

議席	氏 名	出欠席	議席	氏 名	出欠席
1	永 野 浩 司	○	2	岡 野 正 幸	○
3	須 賀 喜佐子	○	4	藤 江 健 広	○
5	横 川 朝 治	○	6	岡 田 嘉 男	○
7	石 塚 要	×	8	鈴 木 洋 子	○
9	柴 田 光 善	○	1 0	小 島 康 平	○
1 1	竹 内 隆	○	1 2	八 木 大 輔	○
1 3	高 橋 實	○	1 4	山 崎 久 俊	○
	三反崎 善 隆（最適化推進委員）	○		舩 田 晃（最適化推進委員）	○
	山 崎 富 康（最適化推進委員）	○		砂 川 進（最適化推進委員）	○
	小 島 雄 一（最適化推進委員）	○		滑 川 浩（最適化推進委員）	○
	内 藤 玉 江（最適化推進委員）	○			

事 務 局	事務局長 後藤 事務局長補佐 八子 主事 林 一般事務員 片山
-------	------------------------------------

議事日程

日程第 1	会議録署名委員の指名について
日程第 2	諸報告について
日程第 3	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について
日程第 4	議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書の承認を求める件について
日程第 5	議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件について
日程第 6	報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
日程第 7	報告第 2 号 農地法第 1 8 条の規定による合意解約について

会議の件名	議事録
1. 開 会	後藤事務局長が開会を告げる。午後1時30分 【あいさつ】 ◎事務局長 皆さんこんにちは。 ただいまより令和6年度第3回松伏町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。 まず、私から連絡がございます。 昨日、JA さいかつ様と松伏町農政担当で意見交換会を開きまして、JA が行っております、農業次世代総点検運動の進捗及び情報についての共有を行いました。 また、先日行われた JA さいかつの町内会の議決の内容に則った取り組みの報告がございました。 また、松伏町から皆様にご協力いただいております地域計画の進捗について説明させていただきました。昨年度は周辺地域のうち比較的吉川市が地域計画の進捗が早いということで注目されておりました。しかし、三郷市、八潮市、吉川市、松伏町を管轄しております JA さいかつによると現在では、松伏町が最も熟度が高いのではないかとお褒めの言葉を預かりました。未だ、残り3地区残っておりますので引き続き皆様のご協力を改めてよろしくお願いいたします。 また、事務局の人員変更がありまして、先月から蓮沼主任が半年間の育児休暇に入り、育児に専念することになりました。その代替職員として片山に入ってもらうことになりました。今後、事務局といたしましては、私、八子、林、片山ということでお世話になりますがよろしくお願いいたします。 それでは、開会にあたりまして、山崎会長ご挨拶をお願いいたします。 ◎会長 皆さんこんにちは。大変お熱い中、ご出席ありがとうございます。お昼のテレビでは、中東サウジアラビアが51.8℃、アジア圏中国では洪水という、地球規模の異常気象が起きております。日本国内においても、昨年度6月に、松伏町で大雨が起きるなど、大変な異常気象にあるかと思えます。また、これから非常に暑い季節になるかと思えます。そのような中、田んぼも7月から中干しが始まりますので、水田の被害管理等々あるかとおもいますが、十分お体にご留意していただけますと幸いです。 また、昨日から行われておりました、私ども生産者になりますトウモロコシの直売のお話になります。昨日が300本程、本日も300本程、ドルチェドリーム、白いおおもの、わくわくコーンの三種類を九時から販売開始致しましたが、昨日は30分ほど、本日は15分ほどで完売いたしました。価格帯的には良品で1本400gで200円を2本組。1.1kg3本組では500円で販売いたしました。そのような中、周辺スーパーでのチラシですと150円で販売されていたようでした。我々としてしましては良いものを生産することができれば、消費者の方々にも喜んで購入していただけるということがわかりましたので、皆様にも直売所の運営などのお手伝いをいただき、明るい松伏町の農業を盛り上げていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、慎重審議よろしくお願いいたします。 これより開会いたします。

日程第 1	◎事務局長 ありがとうございました。それでは会長は総会の議長となることとなっておりますので、よろしくお願いします。 【開会の宣言】 ◎議長 ただいまから、令和 6 年度第 3 回定例総会を開会いたします。 本日の出席委員は、農業委員 13 名、最適化推進委員 7 名であります。 過半数に達しておりますので、本農業委員会は成立いたしました。 これより、日程に従い議事に入ります。 【会議録署名委員の指名について】 ◎議長 まず、会議録署名委員の指名を行います。松伏町農業委員会総会会議規則第 13 条の規定により議長から指名いたします。 4 番 藤江 健広 委員 8 番 鈴木 洋子 委員 以上、2 名の委員を指名いたします。ご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認め、指名のとおり決定いたします。
日程第 2	【諸報告について】 ◎議長 次に、諸報告を行います。 まず始めに、総務又は農地委員長からの報告はありませんか。 (なし) ◎議長 続いて、農協・土地改良区・認定農業者協議会からの報告はありませんか。 ◎竹内委員 先日の地区別説明会、総会のご協力大変ありがとうございました。 ◎議長 続いて、その他の委員又は事務局からの報告はありませんか。 ◎事務局 資料の訂正について ◎議長 以上で報告を終わります。
日程第 3	【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について】

◎議長

続いて、日程３議案第１号農地法第３条の規定による許可申請書の許可を求める件についてを上程いたします。

時間短縮のため、朗読は省略します。

また、議事の都合上、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、八木委員の退席を求めます。

(八木委員退席)

それではNo.1 について事務局から説明をお願いします。

◎事務局

案内図は１ページです。

譲受人は〇〇〇に居住する〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇です。

譲渡人は〇〇〇に居住する〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇です。

申請地の地目は、すべて田です。面積は〇筆合計で〇〇〇㎡です。

また、売買金額は、〇〇〇万円です。１反当りの金額は〇〇〇万円です。

譲渡理由は、譲渡人は、労力不足によるもので、譲受人は、経営拡大です。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇〇〇㎡、そのうち田んぼが〇〇〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇〇〇㎡です。

おもな作付作物は水稻です。

農機具の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、農業用トラックを保有しています。

譲受人の農作業暦は〇〇年で、また、通作時間は〇分です。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間〇〇〇日、〇〇〇〇の〇〇〇さんが〇〇〇日、〇〇〇〇の〇〇さんが〇〇〇日、世帯合計で〇〇〇日です。１５０日以上のため、農作業に常時従事することが認められます。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は〇〇〇〇〇〇㎡になります。

周辺地域との関係については、引き続き水稻栽培を行い、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

よって、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎高橋委員

６月１８日、火曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

	(なし) ◎議長 以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 許可に賛成の方の挙手をお願いします。 (挙手全員) 挙手全員です。 よって、本案は許可されました。 それでは、八木委員の復席を許可します。 (八木委員復席) ◎議長 それではNo.2 について事務局から説明をお願いします。 ◎事務局 案内図は2 ページです。 譲受人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇〇です。 譲渡人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇〇です。 申請地の地目は、全て田です。面積は〇筆合計で〇〇〇〇㎡の農地です。 譲渡理由は、譲渡人は、労力不足によるもので、譲受人は、代替地取得 です。 また、売買金額は〇〇〇〇万円です。1 反当りの金額は〇〇〇〇万円です。 譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇〇〇〇㎡、そのうち 田んぼが〇〇〇〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇〇㎡です。 おもな作付作物は、水稻、ネギ、枝豆です。 農機具の所有状況は、籾摺機、耕運機、田植機、コンバイン、乾燥機、 噴霧器、農業用トラックを保有しています。 譲受人の農作業暦は〇〇年で、また、通作距離は〇km です。 世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間〇〇〇〇日、〇〇〇〇の〇〇さん が〇〇〇〇日、〇〇〇〇の〇〇さんが〇〇〇〇日、〇〇〇〇の〇〇さんが〇〇〇〇 日、世帯合計で〇〇〇〇日です。1 5 0 日以上のため、農作業に常時従事す ることが認められます。 今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は〇〇〇〇㎡ になります。 周辺地域との関係については、引き続き水稻栽培を行い、地域農業者と 協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさ ないものと考えられます。 よって、農地法第3 条第2 項各号には該当しないため、許可要件のすべ てを満たしていると考えます。 説明については以上です。 ◎議長 続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願いま す。
--	--

◎須賀委員

6月18日、火曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

(なし)

◎議長

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。

許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可されました。

◎議長

それではNo.3について事務局から説明をお願いします。

◎事務局

案内図は3ページです。

譲受人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇〇です。

申請地の地目は、畑です。面積は〇〇〇〇㎡の農地です。

移転理由は、譲渡人は、労力不足による贈与になります。

譲受人世帯の現在の所有農地面積は、全部で〇〇〇〇〇〇㎡、そのうち田んぼが〇〇〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡です。

おもな作付作物は、水稻、蔬菜です。

農機具の所有状況は、トラクター、耕運機、田植機、草刈機を保有しています。

譲受人の農作業暦は〇〇年で、また、申請地までの通作時間は1分です。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間〇〇〇日、〇の〇〇さんが〇〇〇日、世帯合計で〇〇〇日です。150日以上のため、農作業に常時従事することが認められます。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は、同一農家世帯内での贈与なので変わらず〇〇〇〇㎡になります。

周辺地域との関係については、引き続き水稻栽培を行い、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願いま

す。

◎鈴木委員

6月18日、火曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いします。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎岡野委員

贈与のため経営面積に変更がないというのはどういうことでしょうか。

◎事務局

譲受人、譲渡人それぞれが同じ農家世帯に属しているため、贈与による農地の名義は変わりますが、世帯内での経営面積には変化がないということになるためです。

◎議長

利用権は結んでいたのですか。

◎事務局

結んでいません。

◎議長

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。

許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可されました。

◎議長

それではNo.4について事務局から説明をお願いします。

◎事務局

案内図は4-5ページです。

譲受人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇〇です。

申請地の地目は、全て田です。面積は〇筆合計で〇〇〇㎡の農地です。

譲渡理由は、譲渡人は、労力不足によるもので、譲受人は、経営拡大です。

また、売買金額は〇〇〇万円です。1反当りの金額は〇〇〇万円です。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇〇〇㎡、そのうち田んぼが〇〇〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡です。

おもな作付作物は、水稻、蔬菜です。

農機具の所有状況は、トラクター、籾摺機、モーター、耕運機、田植機、コンバイン、乾燥機、噴霧器、農業用トラック、防除機を保有しています。譲受人の農作業暦は〇〇年で、また、通作距離は〇分です。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間〇〇〇日、〇〇〇〇の〇〇さんが〇〇〇日、〇〇〇〇の〇〇さんが〇〇〇日、世帯合計で〇〇〇日です。

150日以上のため、農作業に常時従事することが認められます。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は〇〇〇〇〇〇㎡になります。

周辺地域との関係については、引き続き水稻栽培を行い、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎須賀委員

6月18日、火曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

(なし)

◎議長

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。

許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可されました。

◎議長

次にNo.5に入る前に、議事の都合上、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、私は退席いたします。引き続きの議事進行は農業委員会等に関する法律第5条の5により、高橋会長職務代理に移ります。

それでは高橋会長職務代理よろしく願いいたします。

(山崎会長退席)

◎高橋会長職務代理

議長に代わり、私が議事を進行いたします。

それではNo.5について事務局から説明をお願いします。

◎事務局

案内図は6ページです。

譲受人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇さん、年齢〇〇歳、職業は〇〇〇です。

申請地の地目は畑です。面積は〇〇〇㎡です。

また、売買金額は、〇〇〇万円です。1反当りの金額は〇〇〇万円です。

譲渡理由は、譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡大によるものです。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇〇〇㎡、そのうち田んぼが〇〇〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇〇〇㎡です。

おもな作付作物は水稻、蔬菜です。

農機具の所有状況は、トラクター、草刈機、耕運機、田植機、コンバイン、乾燥機、噴霧器、農業用トラック、糞摺機を保有しています。

譲受人の農作業暦は〇〇年で、また、通作時間は〇分です。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間〇〇〇日、〇〇〇〇の〇〇〇さんが〇〇〇日、〇〇〇〇の〇〇さんが〇〇〇日、〇〇〇〇の〇〇〇さんが〇〇〇日、世帯合計で〇〇〇日です。150日以上のため、農作業に常時従事することが認められます。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は〇〇〇〇〇〇㎡になります。

周辺地域との関係については、引き続き水稻栽培を行い、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎高橋会長職務代理

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎須賀委員

6月18日、火曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎高橋会長職務代理

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

◎高橋会長職務代理

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。

許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は承認されました。

それでは山崎会長の復席を認め、議長の任をおりさせていただきます。
ありがとうございました。

日程第 4	(山崎会長復席) ◎議長 高橋会長職務代理ありがとうございました。それでは議事進行を進めさせていただきます。 【議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書の承認を求める件について】 ◎議長 続いて、日程 4 議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請書の承認を求める件についてを上程いたします。 No.1 について、事務局説明願います。 ◎事務局 案内図は 7 ページです。資料の土地利用計画図は 1 ページをご参照ください。 申請地は〇〇〇〇、地目は畑、面積は〇〇〇㎡の農地と、外〇筆の農地です。合計で〇〇〇㎡です。 申請人は〇〇〇〇に在住の〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳の方です。 転用目的は自己用住宅敷地の追認です。 転用理由については、私は現在、〇〇〇〇に住んでいます。〇〇年に相続しましたが、その時現在住んでいる〇〇〇〇の一部が農地であることを知りました。 昭和 4 2 年の土地改良法による換地処分前から〇〇〇〇が〇〇〇〇として利用していましたが、なぜか換地処分の際に〇〇〇〇が農地の一部として換地されていました。 お世話になっている不動産業者に相続したところ昭和 4 5 年の線引き前から〇〇〇〇として使用していたことを航空写真により証明できました。そのため、航空写真を添付して春日部農林振興センターへ相談したところ追認の見込み有との回答を頂いております。 申請地は以前より、〇〇〇〇が〇〇〇〇として利用していた土地であり、今後も〇〇〇〇として利用し続けます。 以上の理由から申請されました。 こちらについては、春日部農林振興センターとも追認について調整済みです。 説明については以上です。 ◎議長 続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。 ◎鈴木委員 6 月 1 8 日、火曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。 以上、ご審議よろしく申し上げます。 ◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。
--------------	---

日程第 5	(なし) ◎議長 以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 承認に賛成の方の挙手をお願いします。 (挙手全員) 挙手全員です。 よって、本案は承認されました。 【議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件について】 ◎議長 続いて、日程 5 議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請書の承認を求める件についてを上程いたします。 №1 について、事務局説明願います。 ◎事務局 案内図は 8 ページです。土地利用計画図は 2 ページになります。 申請地は〇〇〇〇、地目は田、〇〇〇㎡の農地です。 申請人は〇〇〇〇に本社を構えている、〇〇〇〇 〇〇〇〇さん年齢〇〇歳の方です。 譲渡人は〇〇〇〇に居住されている、〇〇〇〇さん年齢〇〇歳の方です。転用目的は〇〇〇〇です。 転用理由について、弊社は、申請地に隣接する〇〇〇〇にて〇〇〇〇を営んでおります。 弊社〇〇〇〇には、毎日町内外から多くのお客様が〇〇〇〇にいらっしゃいます。最近、〇〇と〇〇だけで〇〇〇〇もしない〇〇〇〇併設の〇〇〇〇があると聞いています。 弊社は〇〇〇〇のいる店で、これまで何度も、簡単な〇〇はその場で、しかも〇〇〇〇などなければ無料で行うこともしばしばありました。 しかし、手間暇のかかる〇〇は、知り合いの〇〇〇〇を紹介してやってもらっていました。 許可後は、隣接地に〇〇〇〇を併設して、さらに多くのお客様に応えられるようにしたいと思っております。 以上の理由から申請に至りました。 工事期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日を予定しています。 被害防除対策については、敷地外周に新設 C B 2 段積みで被害防除を行います。敷地内は浸透舗装です。 また、以前農業委員会から除外の際に意見として挙げた、排水については、雑排水桝から油水分離槽を設置し浸透桝に接続し、宅内浸透にて処理をします。 資金計画について、用地費で〇〇〇万円、造成費で〇〇〇万円、建築費で〇〇〇〇万円、合計で〇〇〇〇万円です。全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書が添付されており、資金計画については問題ありません。 なお、申請地は令和〇年〇月〇日に農振除外済みです。 説明については以上です。
--------------	---

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎岡田委員

6月18日、火曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

(なし)

◎議長

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。

承認に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は承認されました。

◎議長

それではNo.2について、事務局説明願います。

◎事務局

案内図は9ページです。土地利用計画図は3ページになります。

申請地は〇〇〇〇、地目は畑、〇〇〇㎡の農地です。

申請人は〇〇〇〇に居住されている〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳の方です。

譲渡人は〇〇〇〇に居住されている〇〇〇〇さん、年齢〇〇歳の方です。

転用目的は〇〇〇〇です。

転用理由は、現在、〇〇〇〇の〇〇〇〇に住んでおりますが、今後の家族や親の将来を考え、十分な〇〇〇〇を確保できる〇〇〇〇を〇〇〇〇にて建築したいと思いました。

〇〇〇〇の市街化区域内で土地を探しましたが、希望に沿った土地が見つかりませんでした。私の〇〇が市街化調整区域の長期居住者に該当していることもあり、〇〇〇〇、〇〇〇〇等も視野に入れて再度土地を探したところ、今回の申請地が見つかりました。

申請地は〇〇が住んでいる場所から車だと〇〇〇〇程度で行くことができ、面倒を見ることができすし、お互いになにかあった時には、助け合っていると考えています。

私たちの〇〇〇〇や〇〇〇〇、将来的なことを考え、〇〇〇〇ていく環境を整えたいと考えております。

以上の理由から申請をされました。

建物は木造二階建てです。工事期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までを予定しています。

被害防除対策については、敷地外周にCB4段済みで被害防除を行います。

排水については合併浄化槽7人槽を設置し前面の既存排水管に接続します。

	資金計画について、用地費〇〇〇万円、造成費で〇〇〇万円、建築費〇〇〇〇万円、その他費用で〇〇〇万円です。合計で〇〇〇〇万円です。全額借入で対応するとのことで、住宅ローンの事前審査結果票が添付されていますので、資金計画についても問題ありません。２０年居住の要件を満たすための住民票、戸籍謄本も添付されておりますのでこちらも問題ありません。 説明については以上です。 ◎議長 続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。 ◎永野委員 ６月１８日、火曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。 以上、ご審議よろしくお願いします。 ◎議長 説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。 (なし) ◎議長 以上質疑なしと認め、これより採決いたします。 承認に賛成の方の挙手をお願いします。 (挙手全員) 挙手全員です。 よって、本案は承認されました。
日程第 6	【報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について】 ◎議長 続いて、日程 6 報告第 1 号について事務局報告願います。 ◎事務局 〇〇地区において、相続の届出書の提出がありましたのでご報告させていただきます。
日程第 7	【報告第 2 号 農地法第 1 8 条の規定による合意解約について】 ◎議長 続いて、日程 7 報告第 2 号について事務局報告願います。 ◎事務局 〇〇地区において、合意解約書の提出がありましたのでご報告させていただきます。 ◎議長 以上をもって、本定例総会に付議された議案はすべて終了いたしました。

	その他として、委員または事務局から何かありますか。 ◎事務局 ・来月の総会日時について ・農地利用調査の説明会について。 ◎議長 その他何かありますか。無いようですのでそれでは閉会いたします。 閉会の挨拶を、高橋会長職務代理よりお願いします。 ◎高橋会長職務代理 慎重審議ありがとうございました。 蒸し暑い季節になり、なかなか寝付けない夜を過ごされていると思われ ますが、空調を適切に利用し体調に響かないようお過ごしください。 漢方薬などもうまく使いお体に触れないようお気をつけてください。 本日はお疲れ様でした。
--	---